

別 表(第2条関係)

補助事業名	地域介護拠点整備補助事業
補助事業の目的	市町及び民間法人等が行う地域密着型サービス施設等の整備、開設等準備経費、定期借地権利用、既存施設の改修、民有地マッチング経費、コロナ対策費及び宿舎整備費に対して補助することにより、社会福祉施設等の整備促進を図る。
補助事業の対象となる者	別紙1のとおり
補助事業の対象となる経費	別紙1のとおり
補助率	定額
補助金の額	別紙1のとおり
適用除外する条項	
その他の事項	第14条の規定にかかわらず市町に対して精算額を交付するものについては、補助金請求書を省略することができる。

別に定める事項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	<p>(添付書類)</p> <p>1 地域介護拠点整備補助事業所要額調書(別紙2)</p> <p>2 地域介護拠点整備補助事業所要額内訳書(別紙3)</p> <p>3 歳入歳出予算書(見込書)抄本</p> <p>※ 補助金交付申請書の別記は省略</p> <p>(指定期日)</p> <p>別に通知する日</p>
第 7 条 第 1 項	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>経費配分の変更は認めない。</p> <p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>施設の機能を著しく変更しない程度の変更。 (設置場所、施設の規模、施設の構造の変更を除く)</p> <p>(添付書類)</p> <p>第3条に準ずる。</p> <p>(指定期日)</p> <p>必要の生じた日から20日以内。 ただし、当該年度の3月31日を限度とする。</p>
第 9 条 第 1 項	<p>(報告事項等)</p>
第 1 1 条	<p>(添付書類)</p> <p>1 地域介護拠点整備補助事業精算額調書(別紙4)</p> <p>2 地域介護拠点整備補助事業精算額内訳書(別紙5)</p> <p>3 歳入歳出決算(見込)書抄本</p> <p>※ 補助事業実績報告書の別記は省略</p> <p>(指定期日)</p> <p>事業完了の日から起算して1月を経過した日、又は翌年度の4月10日のいずれか早い日。</p>
第 19 条 第 1 項	<p>(処分制限期間)</p> <p>平成20年7月11日厚生労働省告示第384号「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に定める期間。</p>

(別紙1)

1 補助事業の対象となる者

- (1) 別表1-1から1-7の第1欄の事業を実施する市町
- (2) 別表1-1から1-7の第1欄の事業を実施する民間法人等に対して補助を行う市町  
ただし、別表1-5の第1欄中の「民有地マッチング」については(1)のみを対象とする。

2 補助事業の対象となる経費

補助の対象となる経費は、別表1-1から1-7の第4欄に定める対象経費とする。  
ただし、次に掲げる費用については補助の対象外とする。

- (1) 既の実施している事業
- (2) 他の国庫負担(補助)や民間補助制度等により、事業に要する経費について、  
現に負担金(補助金)の交付を受けている事業
- (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業
- (4) 既存建物の買収に要する費用  
(既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)
- (5) 職員宿舎(別紙1-7の対象経費を除く)、車庫又は倉庫の建設に係る費用
- (6) 門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- (7) 水道・下水道等の分担金、放流分担金、地鎮祭等の費用
- (8) 施設と一体構造ではない設備・備品類に要する費用(以下を除く。)
  - ① 介護施設等の施設開設準備経費
  - ② 既存施設の改修(介護施設等の看取り環境の整備及び共生型サービス事業所の整備に限る。)
  - ③ 民有地マッチング
  - ④ 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策(簡易陰圧装置設置経費支援及びゾーニング環境等の整備のうち家族面会室の整備等に限る。)
- (9) その他、補助金の目的に照らして適当と認められない費用

3 補助金の額

(1) (2)(3)(4)以外

予算の範囲内において、別表1-1、1-2、1-4、1-5の第1欄及び第2欄に定める種目ごとに、別表1-1、1-2、1-4、1-5の第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額と別表1-1、1-2、1-4、1-5の第3欄に定める基準額と市町補助額を比較して最も少ない額(1,000円未満の端数は切り捨て)の合計額を限度とする。

(2) 定期借地権設定のための一時金

予算の範囲内において、別表1-3の第1欄及び第2欄に定める種目ごとに、別表1-3の第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額と別表1-3の第3欄に定める基準額(用地の路線評価額に1/2を乗じた額と別表1-3の第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に1/2を乗じた額(千円未満切り捨て))と市町補助額を比較して最も少ない額(1,000円未満の端数は切り捨て)の合計額を限度とする。

(3) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

予算の範囲内において、別表1-6の第1欄及び第2欄に定める種目ごとに、別表1-6の第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額と別表1-6の第3欄に定める基準額のうち最も少ない額に2/3を乗じた額と市町補助額を比較して少ない額(1,000円未満の端数は切り捨て)の合計額を限度とする。

(4) 介護職員の宿舎施設整備補助

予算の範囲内において、別表1-7の第1欄及び第2欄に定める種目ごとに、別表1-7の第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の場合は、寄付金収入額を除く。)を控除した額と別表1-7の第3欄に定める基準額のうち最も少ない額に1/3を乗じた額と市町補助額を比較して少ない額(1,000円未満の端数は切り捨て)の合計額を限度とする。

(注1) 地域密着型サービス施設等の整備及び既存施設の改修については、工期が複数年度要する場合は、進捗率により各年度に分けて補助金を交付することができる。ただし、2カ年目以後については、補助基準額から前年度以前補助金額を差し引いた金額を上限とする。

(注2) 開設準備経費に係る経費の助成については、開設準備期間が2カ年度にわたる場合は、各年度に分けて補助金を交付することができる。ただし、2カ年目については、補助基準額から前年度補助金額を差し引いた金額を上限とする。

(注3) 特別の事情による場合は、これらによらず知事が承認した額とする。

4 要綱に定めのない事項

その他明記されていないものについては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領等の国庫補助基準に準じる。

別表1-1

1 種 目	2 施 設 種 別 等	3 基 準 額	4 対 象 経 費 等	
地域密着型サービス施設等の整備	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280,000	整備床数	
	小規模な介護老人保健施設	66,000,000	施設数	
	小規模な介護医療院	66,000,000	施設数	
	小規模な養護老人ホーム	2,820,000	整備床数	
	小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,280,000	整備床数	
	都市型軽費老人ホーム	2,110,000	整備床数	
	認知症高齢者グループホーム	39,600,000	施設数	
	小規模多機能型居宅介護事業所	39,600,000	施設数	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	7,000,000	施設数	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	39,600,000	施設数	
	認知症対応型デイサービスセンター	14,100,000	施設数	
	介護予防拠点	10,500,000	施設数	
	地域包括支援センター	1,410,000	施設数	
	生活支援ハウス	42,100,000	施設数	
	緊急ショートステイ	1,410,000	整備床数	
	施設内保育施設	14,100,000	施設数	
	小規模な介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	5,280,000	整備床数	
	介護施設等の合築等	上記地域密着型サービス施設等の整備の対象施設を合築・併設する施設	上記基準額×1.05	整備床数又は施設数
	空き家を活用した整備	認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 認知症対応型デイサービスセンター	10,500,000	施設数
	介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備(政令市・中核市のみ)	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム	1,330,000	定員数
災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備(政令市・中核市のみ)	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280,000	整備床数	
	介護老人保健施設	66,000,000	施設数	
	介護医療院	66,000,000	施設数	
	養護老人ホーム	2,820,000	整備床数	
	ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,280,000	整備床数	
	介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	5,280,000	整備床数	
災害イエローゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備(政令市・中核市のみ)	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	5,280,000	整備床数	
	介護老人保健施設	66,000,000	施設数	
	介護医療院	66,000,000	施設数	
	養護老人ホーム	2,820,000	整備床数	
	ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	5,280,000	整備床数	
	介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	5,280,000	整備床数	

工事費  
地域密着型サービス施設等の整備に必要な工事費または工事請負費(工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、別紙1に定める補助事業の対象外となる費用を除く。)

工事事務費  
工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。

(注1)  
土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

- ・貸与を受ける建物について、施設を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
- ・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

(注2)  
有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(又は政令市・中核市が定める指針)」に定める基準に適合し、かつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。

別表1-2

1 種 目	2 施 設 種 別 等	3 基 準 額		4 対 象 経 費 等		
介護施設等の施設開設準備経費	定員30人以上の広域型施設等の整備等 (政令市・中核市のみ)	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	989,000	定員数	対象となる事業者は、新たに老人福祉法の認可又は介護保険法の指定(許可)を受ける施設(既存施設内に施設内保育施設を整備する場合を除く。)を運営する法人及び既存の対象施設の改築または定員を増加させる法人(施設整備を伴うものに限る。) (増築・増改築については、定員増分のみ対象)  施設等の開設前に必要な次の経費 ・開設前6ヶ月間の看護、介護職員を訓練等のために雇用する経費 ・開設のための普及啓発(地域住民への説明会等の開催、利用希望者等への施設概要の説明)に要する経費 ・職員の募集に要する経費 ・開設に当たっての周知、広報に要する経費 ・開設準備事務(会計処理、労務管理、開設届出書類等の作成)に要する経費 ・その他開設の準備に必要な経費  (注) 有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(又は政令市・中核市が定める指針)」に定める基準に適合し、かつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。	
		介護老人保健施設	989,000	定員数		
		介護医療院	989,000	定員数		
		ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	989,000	定員数		
		養護老人ホーム	989,000	定員数		
		介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	989,000	定員数		
		訪問看護ステーション(大規模化やサテライト型事業所の設置)	4,960,000	施設数		
	定員29人以下の地域密着型施設の整備等	地域密着型特別養護老人ホーム(併設の老人短期入所施設を含む)	989,000	定員数		
		小規模な介護老人保健施設	989,000	定員数		
		小規模な介護医療院	989,000	定員数		
		小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)	989,000	定員数		
		認知症高齢者グループホーム	989,000	定員数		
		小規模多機能型居宅介護事業所	989,000	定員数 (宿泊定員数)		
		看護小規模多機能型居宅介護事業所	989,000	定員数 (宿泊定員数)		
		小規模な介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	989,000	定員数		
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	16,600,000	施設数		
		都市型軽費老人ホーム	496,000	定員数		
		小規模な養護老人ホーム	496,000	定員数		
	施設内保育施設	4,960,000	施設数			
	広域型施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費 (政令市・中核市のみ)	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	496,000	定員数		
		介護老人保健施設				
		介護医療院				
		ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)				
		養護老人ホーム				
		介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)				
	地域密着型施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費	地域密着型特別養護老人ホーム(併設の老人短期入所施設を含む)	496,000	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数		対象経費・機器については介護業務における介護テクノロジー導入支援事業に準じる。  (注) 有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(又は政令市・中核市が定める指針)」に定める基準に適合し、かつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。
		小規模な介護老人保健施設				
小規模な介護医療院						
小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの)						
認知症高齢者グループホーム						
小規模多機能型居宅介護事業所						
看護小規模多機能型居宅介護事業所						
小規模な介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		8,250,000			施設数	
都市型軽費老人ホーム		248,000			定員数	
小規模な養護老人ホーム		248,000			定員数	
施設内保育施設	2,480,000	施設数				
介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費	介護予防拠点	118,000	1か所	防災意識の共有を図るために必要な次の経費 ・需用費(印刷製本費、修繕料) ・備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む) ・報酬 ・旅費 ・役務費(通信運搬料、広告料、手数料) ・委託料		

別表1-3

1 種 目	2 施 設 種 別 等	3 基 準 額	4 対 象 経 費 等	
定期借地権設定のための一時金	【本体施設】 定員30人以上の広域型施設	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 養護老人ホーム 介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価の1/2  (補助率) 1/2	定期借地権(50年間)設定に際しての一時金の支払に要する経費(一時金については、実際の名称に関係なく、地代の前払いとしての性格を有するものを対象とし、保証金の性格を有するものは除く。)  (注) 有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(又は政令市・中核市が定める指針)」に定める基準に適合し、かつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。
	【本体施設】 定員29人以下の地域密着型施設等	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 小規模な介護老人保健施設 小規模な介護医療院 小規模な養護老人ホーム 小規模なケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) 都市型軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 施設内保育施設 小規模な介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)		
	【合築・併設施設】 定員29人以下の地域密着型施設等	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 認知症対応型デイサービスセンター 介護予防拠点 地域包括支援センター 生活支援ハウス 緊急ショートステイ		

別表1-4

1 種 目	2 施 設 種 別 等	3 基 準 額	4 対 象 経 費 等		
既存施設の改修	既存施設の「個室→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院	1,410,000 整備床数 1,410,000 整備床数 1,410,000 整備床数	工事費 既存施設のユニット化改修、特別養護老人ホームの多床室のプライバシー保護のための改修及び介護療養型医療施設等の介護老人保健施設等への転換整備に必要な工事費または工事請負費(工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含み、別紙1に定める補助事業の対象外となる費用を除く。)	
	既存施設の「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。)→ユニット化」改修	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院	2,820,000 整備床数 2,820,000 整備床数 2,820,000 整備床数		工事事務費 工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。  (注) 有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(又は政令市・中核市が定める指針)」に定める基準に適合している施設に限る。
	多床室のプライバシー保護のための改修	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	865,000 整備床数		
	介護施設等の看取り環境の整備	特別養護老人ホーム 介護老人保健施設 介護医療院 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅)	4,130,000 施設数	看取り環境の整備のため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベットの整備事業に要する経費  (注) 有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針(又は政令市・中核市が定める指針)」に定める基準に適合し、かつ、当指針に従い、設置手続を進めている施設に限る。	
	共生型サービス事業所の整備	通所介護事業所(地密型事業所も含む) 短期入所生活介護事業所(介護予防短期入所生活介護事業所も含む) 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	1,230,000 事業所数		障害者や障害児を受入れるために必要な施設の改修、設備整備に要する経費

別表1-5

1 種 目	2 施 設 種 別 等	3 基 準 額	4 対 象 経 費 等
民有地 マッチン グ	土地所有者と介護施設等整備法人等の マッチング支援	6,610,000 市町	民有地マッチングを実施するために必要な賃金、旅費、謝金、 会議費、印刷製本費、備品購入費等
	整備候補地等の確保 支援	5,410,000 市町	
	地域連携コーディネーターの 配置支援	5,290,000 1か所	

別表1-6

1 種 目	2 施 設 種 別 等	3 基 準 額	4 対 象 経 費 等		
簡易陰圧装置設置経費支援	特別養護老人ホーム(地域密着型含む)	1,470,000	台数 (定員数を上限とする)  (補助率) 2/3	居室等に簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)  ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。  (注) 有料老人ホームは、老人福祉法に基づく届出がされている施設に限る。	
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	養護老人ホーム				
	軽費老人ホーム				
	認知症高齢者グループホーム				
	小規模多機能型居宅介護事業所				
	看護小規模多機能型居宅介護事業所				
	有料老人ホーム				
	サービス付き高齢者向け住宅				
	短期入所生活介護事業所				
	短期入所療養介護事業所				
生活支援ハウス(居住部分に限る)					
介護施設等個室化改修事業	特別養護老人ホーム(地域密着型含む)	480,000	整備床数  (補助率) 2/3	個室化改修に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)  ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。  (注) 有料老人ホームは、老人福祉法に基づく届出がされている施設に限る。 なお、サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームに該当する場合であっても対象外。	
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	養護老人ホーム				
	軽費老人ホーム				
	認知症高齢者グループホーム				
	小規模多機能型居宅介護事業所				
	看護小規模多機能型居宅介護事業所				
	有料老人ホーム				
	短期入所生活介護事業所				
	短期入所療養介護事業所				
	生活支援ハウス(居住部分に限る)				
介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策	特別養護老人ホーム(地域密着型含む)	680,000	箇所  (補助率) 2/3	感染拡大防止のためのゾーニング環境の整備に必要な備品購入費、工事費及び工事請負費又は工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する経費であって、旅費・消耗品費・通信運搬費・印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費または工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)  ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
	介護老人保健施設				
	介護医療院				
	ゾーニング環境等の整備	養護老人ホーム	1,310,000	箇所  (補助率) 2/3	(a)ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置 ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業  (b)従来型個室・多床室のゾーニング 介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等において、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業
		軽費老人ホーム			
		認知症高齢者グループホーム			
		小規模多機能型居宅介護事業所			
		看護小規模多機能型居宅介護事業所			
		有料老人ホーム			
	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅	1,960,000	施設  (補助率) 2/3	(c)家族面会室の整備等 介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備(2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等)するための事業 ※ 以下は対象外 ・過去に当補助を活用して「2方向から出入りできる家族面会室」を設置した場合の、追加整備 ・施設に設置しない(備え付けない)簡易陰圧装置(テント式等の持ち運び可能な装置) ・消毒等の衛生用品等  (注) 有料老人ホームは、老人福祉法に基づく届出がされている施設に限る。
		短期入所生活介護事業所			
		短期入所療養介護事業所			
生活支援ハウス(居住部分に限る)					

別表1-7

1 種 目	2 施 設 種 別 等	3 基 準 額	4 対 象 経 費 等	
介護職員の 宿舎施 設整備	介護職員の宿舎施 設整備	特別養護老人ホーム(地域密着型含む) 介護老人保健施設 介護医療院 ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受ける もの) 認知症高齢者グループホーム 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を 受ける有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け 住宅) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護職員1定 員あたりの延 べ床面積(バル コニー、廊 下、階段等共 用部分を含 む。)33㎡ ※上記の基準 面積は、補助 金算出の限度 となる面積であ り、実際の建築 面積が上記を 下回る場合に は、実際の当 該建築面積を 基準面積とす る。	(補助率) 1/3 特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備(宿舎の整備と一 体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた 整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務 費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅 費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を いい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する 額を限度額とする。) ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費 用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められ る委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 (注) 有料老人ホームは、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指 針(又は政令市・中核市が定める指針)」に定める基準に適合し ている施設に限る。